

令和4年6月24日  
在ボツワナ日本国大使館

海外在留邦人等向けワクチン接種事業：ヤンセンのワクチンに関する取扱いの変更

- 日本国内でヤンセンのワクチンが薬事承認されました
- ヤンセンを1回接種している方は、（初回接種（1・2回目接種）が完了しているものとみなされる）本事業による追加接種（3回目接種）の対象者となります
- ヤンセンを2回接種している方は追加接種（3回目接種）が完了しているものとみなされます。

1 日本国内でヤンセンのワクチンが薬事承認されたことを踏まえ、6月24日より、ヤンセンを1回接種済みの者が本事業で接種を希望する場合は、追加接種（3回目接種）の対象者とする取り扱いとなりました。（ヤンセンを2回接種している場合は、追加接種（3回目接種）が完了したものと見なされます。）

この変更により、今後は、ヤンセンを1回接種（初回接種（1・2回目接種）が完了したものとみなす）した後、本事業で追加接種（3回目接種）を受ける場合、追加接種（3回目接種）として「ファイザー」の接種を受けるときはヤンセンの接種から「5か月以上」、「ノババックス」の接種を受けるときはヤンセンの接種から「6か月以上」経過していることが必要となります。

2 上記変更に伴い、6月24日時点で、ヤンセンを1回接種した上で、本事業で接種の予約を入れている方の取り扱いについて、以下のとおりとなります。

（1）6月24日時点で、本事業における1回目接種を予約している場合

6月24日時点で予約している接種は、3回目接種相当として接種可能（注：この接種後に追加の接種を受けることは認められません）。なお、予約枠の変更は不要です。

ただし、予約日が、ヤンセンの接種から「5か月以上」（ファイザーを予約している場合）又は「6か月以上」（ノババックスを予約している場合）経過していない場合は、予約日を変更する必要があります（変更せずに来場した場合、接種を受けられません）。

（2）6月24日時点で、本事業における2回目接種又は追加接種（3回目接種）を予約している場合

ヤンセンを1回接種した後、ファイザー、モデルナ又はノババックスを1回以上接種している場合は、追加接種（3回目接種）が完了した扱いとなるため、本事業で追加の接種

を受けることはできず、予約をキャンセルする必要がある（キャンセルせずに来場した場合、接種を受けられません）。

ただし、過去に、ヤンセンを1回接種した後、ファイザー、モデルナ又はノババックスを接種していない場合は、3回目接種相当として接種を受けることが可能です。

本事業により接種を希望する場合には、本邦入国時の水際対策として実施している待機措置の状況にも留意しつつ、接種間隔を考慮した上で渡航予定・計画を立ててください。

詳細は、以下の外務省海外安全HPに掲載していますので、そちらをご確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

\*\*\*\*\*

在ボツワナ日本国大使館 ホームページ：

[https://www.botswana.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.botswana.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

住所：4th Floor Barclays House, Plot 8842, Khama Crescent, Gaborone, Botswana

開館時間：8：30-12：00 14：00-16：30

電話：(+267) - 391 - 4456

Email でのお問合せ：information@gr.mofa.go.jp